

銚田市建設工事請負契約に係る予定価格の事後公表試行要綱

平成28年9月1日

訓令第18号

(趣旨)

第1条 この訓令は、銚田市が発注する建設工事に係る予定価格について、銚田市建設工事等請負契約に係る予定価格の事前公表に関する事務取扱要綱(平成17年銚田市訓令第73号)第2条第2項の規定により、試行として入札の執行後の公表(以下「事後公表」という。)を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(公表対象)

第2条 事後公表を行う競争入札は、原則として予定価格が1,500万円を超える工事の中から、事後公表を行なうことが適当であると認められるものについて、銚田市建設工事等の契約事務に関する規程(平成17年銚田市訓令第69号)に定める銚田市入札建設工事等入札審査会の審議を経て決定する。

(公表の周知)

第3条 予定価格を事後公表する場合は、競争入札公告に予定価格を事後公表とする旨を明記するものとする。

(事後公表の時期及び方法)

第4条 事後公表を行うものとした競争入札について落札者が決定したときは、速やかに入札結果と併せて予定価格の公表を行う。ただし、入札不調の場合及び落札者が契約を締結しない場合は、公表しない。

(入札条件)

第5条 予定価格を事後公表する入札においては、銚田市契約規則(平成17年銚田市規則第32号。以下「契約規則」という。)に定めるもののほか、次に掲げる事項を入札条件とする。

- (1) 契約規則第18条に規定する再度入札の回数は、原則として1回までとする。
- (2) 初度入札において、予定価格に達しない場合は、必要に応じて開札日の翌日から5日以内に再度入札を行うものとする。
- (3) 再度入札は、当該入札の前の入札参加者に限り参加することができる。ただし、無効入札とされた者及び銚田市建設工事低入札価格調査要領(平成17年銚田市訓令第75号)の失格基準により失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (4) 市長は、必要があると認めた場合は、入札参加者から積算内訳書の提出を求めることができるものとし、積算内訳書の提出を求めた入札において、積算内訳書を提出しなかった者の入札は無効とする。ただし、再度の入札に係る積算内訳書の提出は不

要とする。

(5) 入札参加者は、自らの意思により当該入札を辞退することができる。

附 則

この訓令は、平成28年9月1日から施行し、平成30年3月31日限り、その効力を失う。